

## 浮き蓋付の屋外タンク貯蔵所の構造等基準

浮き蓋付の屋外タンク貯蔵所の構造等の基準は、次によるものとする。

### 1 通気口 <S60.7.4 消防危第 84 号>

タンク内部の空間に可燃性蒸気の滞留防止を図るため、屋根部には通気口（ルーフベント）を設けるものとする。ただし、通気口の面積が次による場合は、引火防止装置は必要とせず、4メッシュ程度の金網（バードスクリーン）を設けること。\*

- (1) タンクの外周 4 等間隔（4 等間隔が 10m を超える場合は 10m）ごとに通気口を設け、かつ、その合計面積がタンクの直径 1m 当たり 0.06 m<sup>2</sup>以上のもの
- (2) 固定屋根頂部に面積が 300 cm<sup>2</sup>以上の通気口を設けたもの

### 2 泡投入口

浮き蓋付のタンクが発災した場合、構造上、放爆が十分でなく、タンク屋根部の開口が十分でない場合や浮き蓋（以下「インナーフロート」という。）のタンク内への沈没等による全面火災の発生が考えられ、消火困難性が予想されるため、次による泡投入口を設置するものとする。\*

ただし、当該タンクに対し、防油堤周囲の構内道路から消防車両による泡投入が困難な場合は適用しない。この場合、別記 16-2「SSI（底部泡注入法）設備の基準」に基づき、SSI を設置すること。\*

- (1) 泡投入口の大きさは、縦 1.1m、横 1.1m 以上とすること。\*
- (2) 泡投入口の位置は、構内道路に面し、大型高所放水車等からの泡投入が有効に実施できる位置等消防活動上最適な位置とすること。\*
- (3) 泡投入口の個数は、2 個以上とすること。\*

### 3 可燃性ガス検知装置

タンク屋根とインナーフロート間の内部空間の可燃性蒸気の滞留状態等を常時監視するため、可燃性ガス検知装置を次により設置すること。\*

- (1) 可燃性ガス検知装置の吸引部又は検知センサーは、インナーフロート上部でおおむね 20cm の高さの位置に 3～4 箇所、等間隔に設けること。\*
- (2) 可燃性ガス検知装置は、防爆構造とすること。\*
- (3) 可燃性ガス検知装置からの信号は、事務所等常時監視可能な場所へ移報すること。\*

### 4 せき板

一般的な発災の形態として、リング火災が想定されるため、インナーフロート上部外周部には上部からの泡が効果的にリング部に供給されるための高さ

## 別記 16

約 10cm のせき板を側板からおおむね 30cm 離れた位置に設けるものとする。\*

### 5 その他

この基準により難しい場合は、予防部規制課長と協議すること。\*